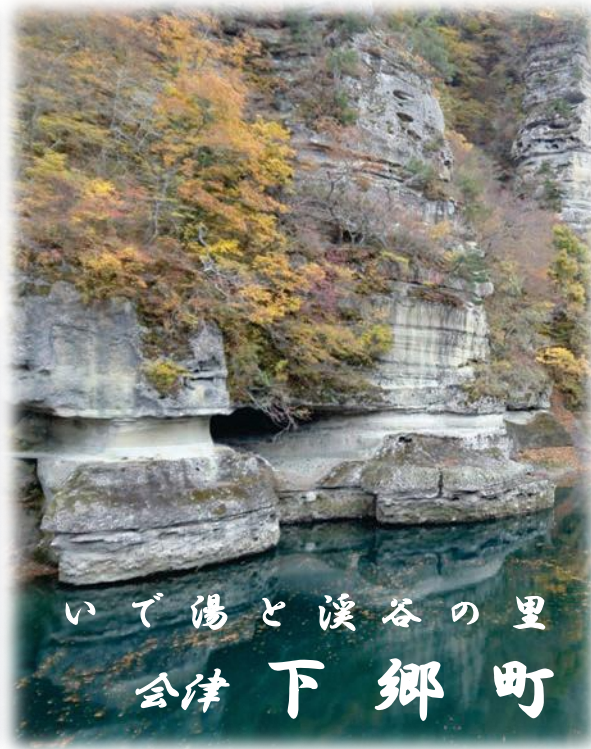


下郷町公共施設等総合管理計画



いで湯と溪谷の里
会津下郷町

平成29年3月



下 郷 町

目 次

はじめに	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけについて	1
3. 計画の対象範囲について	3
(1) 計画対象範囲	3
(2) 施設の単位	3
(3) 作成にあたっての情報収集方法	3
4. 計画期間について	3
第1章 人口等の現況と将来の見通し	4
1. 下郷町の概要	4
2. 人口の推移と今後の見通し	5
(1) 人口の推移	5
(2) 年齢3階層の人口の推移	6
(3) 将来人口の推計	7
3. 歳入歳出の推移と財源の見通し	9
(1) 歳入の状況（一般会計等）	9
(2) 歳出の状況（一般会計等）	10
(3) 財政指標の状況	11
第2章 公共施設等の現状	14
1. 公共施設等の現状	14
(1) 公共施設の保有状況	14
(2) 1人あたりの公共施設の延床面積	16
2. 建築年別公共施設等の現状	17
(1) 建築年別分布	17
(2) 経過年数の状況	18
(3) インフラ施設の状況	20
(4) 耐震化の現況	21
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	22
1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定	22
(1) 建替えコストの考え方	22
(2) 大規模改修コストの考え方	23
(3) インフラ施設の更新の考え方	25
2. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み	27
(1) 公共施設等の投資的経費の状況	27
(2) 公共施設等の更新の考え方について	28
(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み	29

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	30
1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）	30
（1）公共施設の大規模改修・建替え等への対応	30
（2）人口減少・少子高齢化社会への対応	30
（3）厳しさを増す財政状況への対応	30
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）	31
3. 具体的な取組方策	33
（1）点検・診断等の実施方針	33
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	34
（3）安全確保の実施方針	34
（4）耐震化の実施方針	35
（5）長寿命化の実施方針	35
（6）複合化・集約化や廃止の推進方針	36
（7）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	36
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	38
1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について	38
（1）行政施設	38
（2）町民文化系施設	38
（3）スポーツ・レクリエーション施設	39
（4）社会教育系施設	39
（5）保健・福祉施設	40
（6）学校教育系施設	40
（7）子育て支援施設	41
（8）産業系施設	41
（9）公営住宅	42
（10）歴史的建造物	42
（11）インフラ関連施設（建屋）	43
（12）その他の施設	43
2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について	44
（1）道路・橋梁	44
（2）上水道施設（管路）	44
（3）下水道施設（管路）	45
第6章 推進体制	46
1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	46
2. フォローアップの実施方針	46

はじめに

1. 計画の背景と目的

厳しい財政状況が続く中で、本町が所有する公共施設等（公共施設、インフラ施設）は老朽化が進んでいます。今後、維持・修繕の必要性は増加し、将来的に建替え費用の集中的な投資に直面することが予想されます。また、人口減少及び少子化等により、今後の公共施設等の利用形態が変化していくことが見込まれます。このような社会的背景を踏まえ、公共施設等の利用状況等を把握・分析し、町民にとって最適な公共サービスを提供するために今後の公共施設のあり方の検討を進め、方針策定に取り組む必要があります。

平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画の策定」を要請しました。本町においても、少子高齢化等の進行及び人口減少による構造の変化と、地方交付税の段階的縮減を背景に、老朽化した公共施設等の維持管理費用の増加への対応・対策及び公共施設の再生と利活用を図ることが課題となっています。

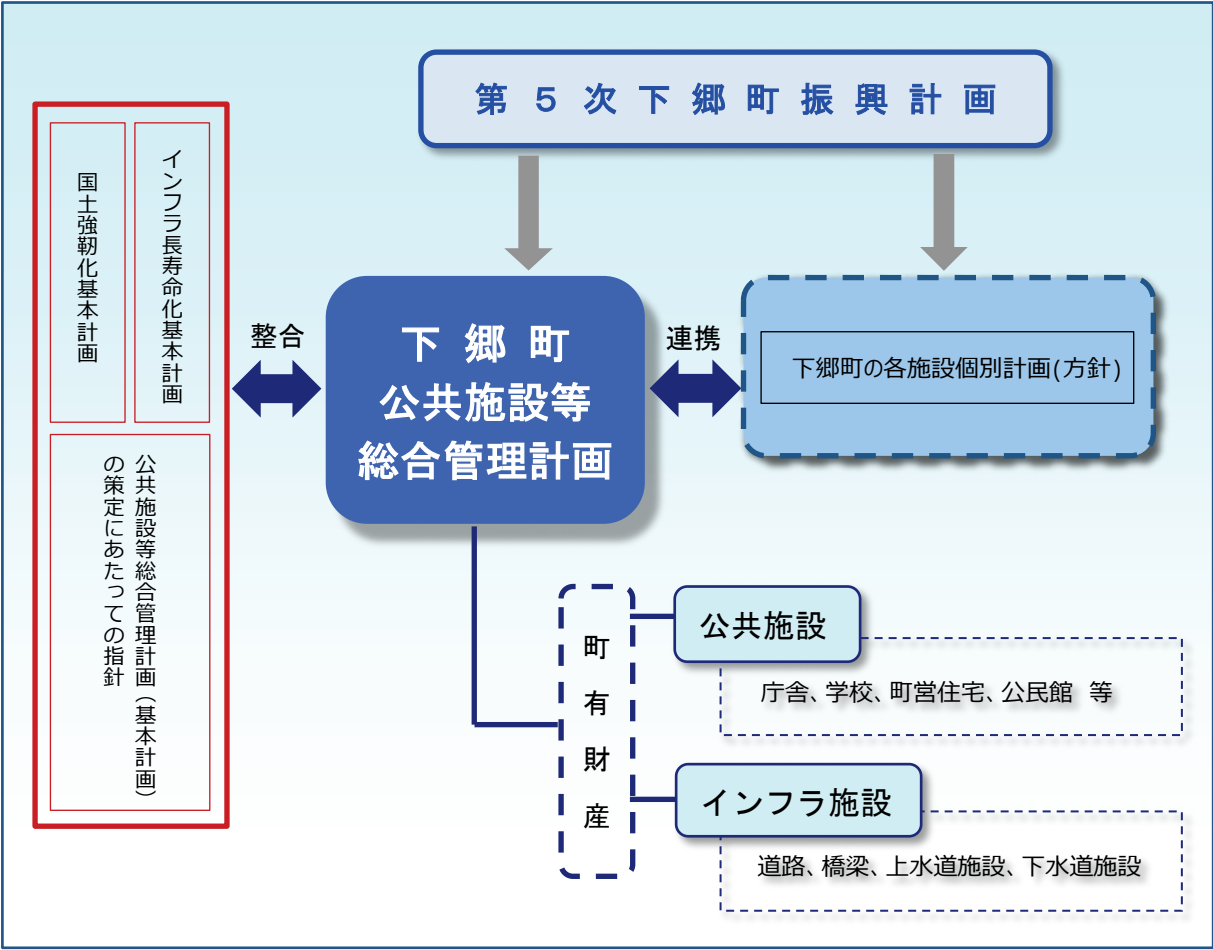
これまで本町は将来に向けた公共施設等の利活用にあたって、「第5次下郷町振興計画」等の方針に基づき、「下郷町町営住宅長寿命化計画」、「下郷町橋梁長寿命化修繕計画」をはじめとする計画の策定、指定管理者制度導入などの検討・推進を行ってきたところです。

本計画は、公共施設等の全体把握をもとに、将来のまちの姿を見据えながら、戦略的かつ計画的に公共施設等の統廃合・長寿命化・更新等を行うことにより、コストと便益の最適な状態で保有、運営、維持する公共施設マネジメント推進の方針を策定することを目的とします。

2. 計画の位置づけについて

これまで本町は将来に向けた公共施設の利活用にあたって、「第5次下郷町振興計画」「下郷町集中改革プラン」等の方針に基づくと共に、指定管理者制度導入などの検討・推進を行ってきました。

本計画は、公共施設等の全体把握をもとに、将来のまちづくりを見据えながら、「下郷町町営住宅長寿命化計画」や「下郷町橋梁長寿命化修繕計画」をはじめとする関連計画と連携し、戦略的かつ計画的に公共施設等の統廃合・長寿命化・更新等を行うことにより、コストと便益の最適な状態で公共施設等を保有、運営、維持するための公共施設マネジメント推進の方針を策定するものです。また、今後の公共施設の個別計画における指針となる計画に位置づけられます。



公共施設等総合管理計画の位置づけ

3. 計画の対象範囲について

(1) 計画対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有する公共施設（公共系建築物）及びインフラ施設とします。

- ・公共施設 [公共系建築物]
- ・インフラ施設 [道路、橋梁、上水道施設（簡易水道）の管路、下水道施設（農業集落排水処理施設）の管路]

(2) 施設の単位

公共施設は、一つの施設で棟別に数棟に区分される場合（例えば、下郷中学校の校舎、体育館など）があります。

そのため、施設の集計単位は、施設ごとかつ棟別に調査を行い、情報を整理しました。

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『下郷町固定資産台帳（平成 26 年度末）』の資料（施設名称、種類、建築年、延床面積、構造等）に加え、各課へのヒアリング調査（利用者数、維持管理費用等）の回答結果に基づき、情報の収集整理を行いました。

【ご注意ください】

本計画に掲載した図表においては、合計値が合わない場合や割合の合計が 100% とならない場合があります。これは、小数点以下の端数処理の関係で生じたものです。

4. 計画期間について

計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても、社会情勢や財政状況、公共施設等の現状に応じて随時見直すものとします。

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

1. 下郷町の概要

本町は、福島県会津地方の南部に位置し、東は天栄村及び西郷村、西は昭和村及び南会津町、南は栃木県那須塩原市、北は会津若松市及び会津美里町とそれぞれ境界を接しています。周囲は那須山系などの山々に囲まれ、町のほぼ中央を南西から北東に阿賀川（大川）が貫流し、国指定天然記念物「塔のへつり」に代表される雄大な渓谷が形成されています。面積の約 87％は森林に覆われる緑豊かな町です。

本町の気候は、日本海側の影響を強く受け、夏は高温多湿で朝晩は涼しく、冬は降雪量が多い積雪寒冷地帯となっています。

表 1.1.1 地域の面積

町名	面積
下郷町	3 1 7 . 0 4 k m ²

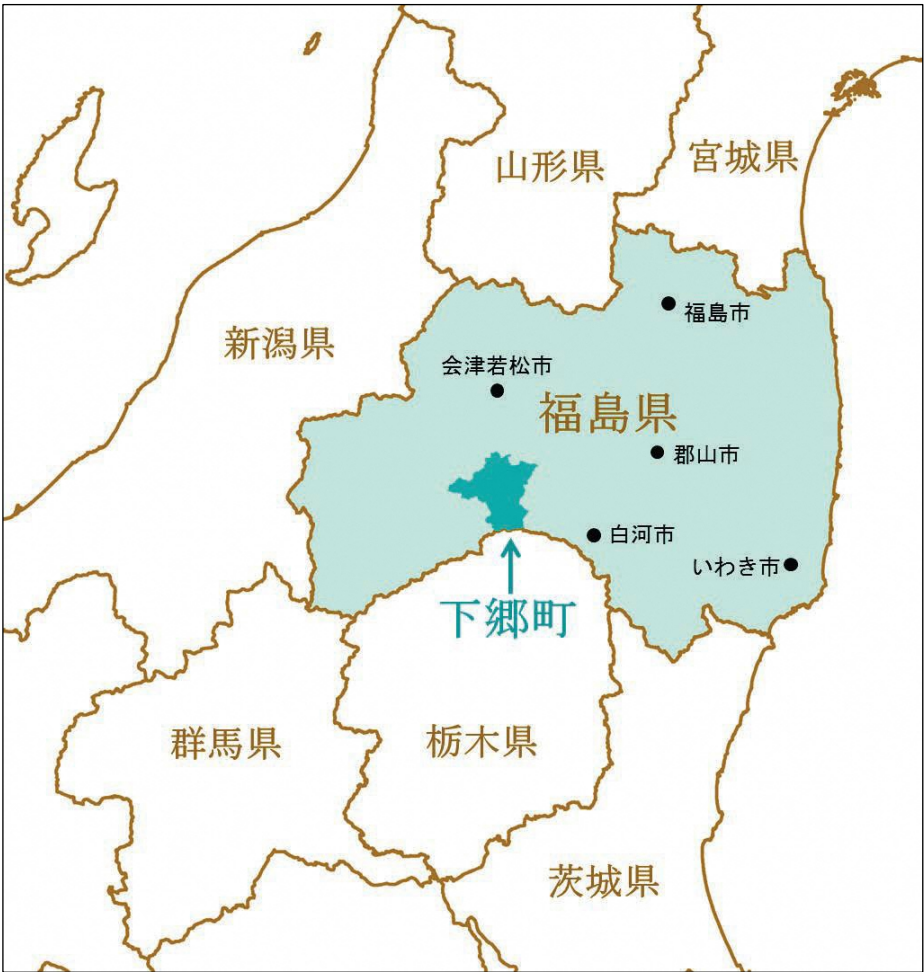


図 1.1.1 下郷町位置図

2. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本町の人口・世帯数は、平成 27 年（国勢調査人口）で人口 5,800 人、世帯数 2,002 世帯で 1 世帯あたり人員は 2.90 人となっています。人口は昭和 55 年の 10,025 人から年々減少する一方、世帯数は 2,000 世帯台で推移しており、1 世帯あたり人員は年々減少しています。

表 1.2.1 及び図 1.2.1 に人口・世帯数の推移を示します。

表 1.2.1 人口・世帯数の推移

	総人口（人）	世帯数（世帯）	1 世帯あたり人員 （人／世帯）
昭和 55 年	10,025	2,448	4.10
昭和 60 年	9,033	2,297	3.93
平成 2 年	8,537	2,270	3.76
平成 7 年	7,951	2,239	3.55
平成 12 年	7,579	2,223	3.41
平成 17 年	7,053	2,188	3.22
平成 22 年	6,461	2,103	3.07
平成 27 年	5,800	2,002	2.90

出典：国勢調査

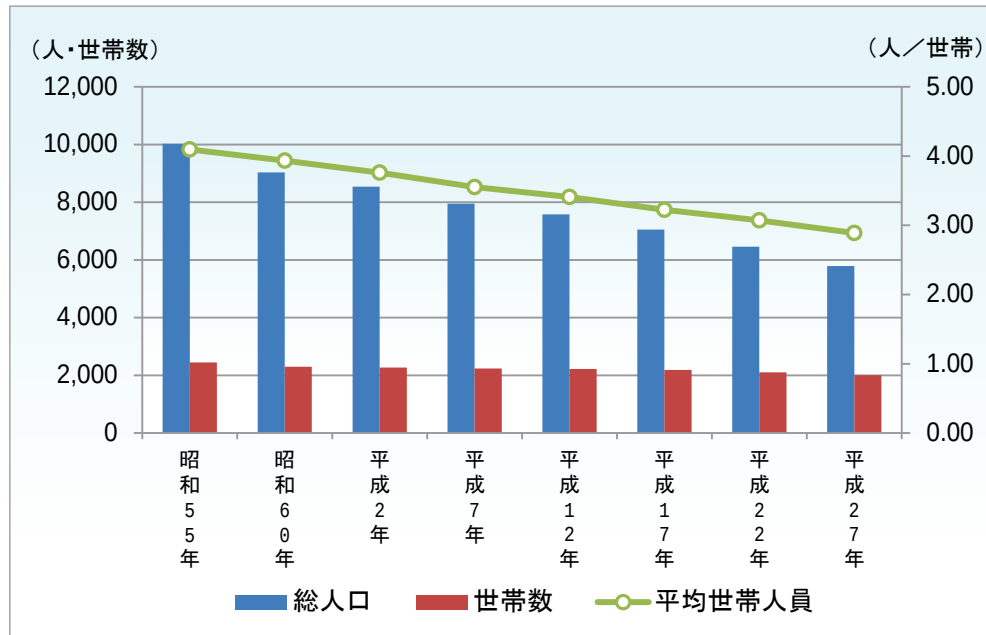


図 1.2.1 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

(2) 年齢3階層の人口の推移

年齢別人口については、65 歳以上の人口（高齢者人口）が増加している一方、15-64 歳の人口（生産年齢人口）と 14 歳以下の人口（年少人口）がいずれも減少しており、本町において少子高齢化が進行していることがわかります。

総人口と年齢 3 階層人口の推移状況について図 1.2.2 に、国・県と比較した状況を図 1.2.3 に示します。

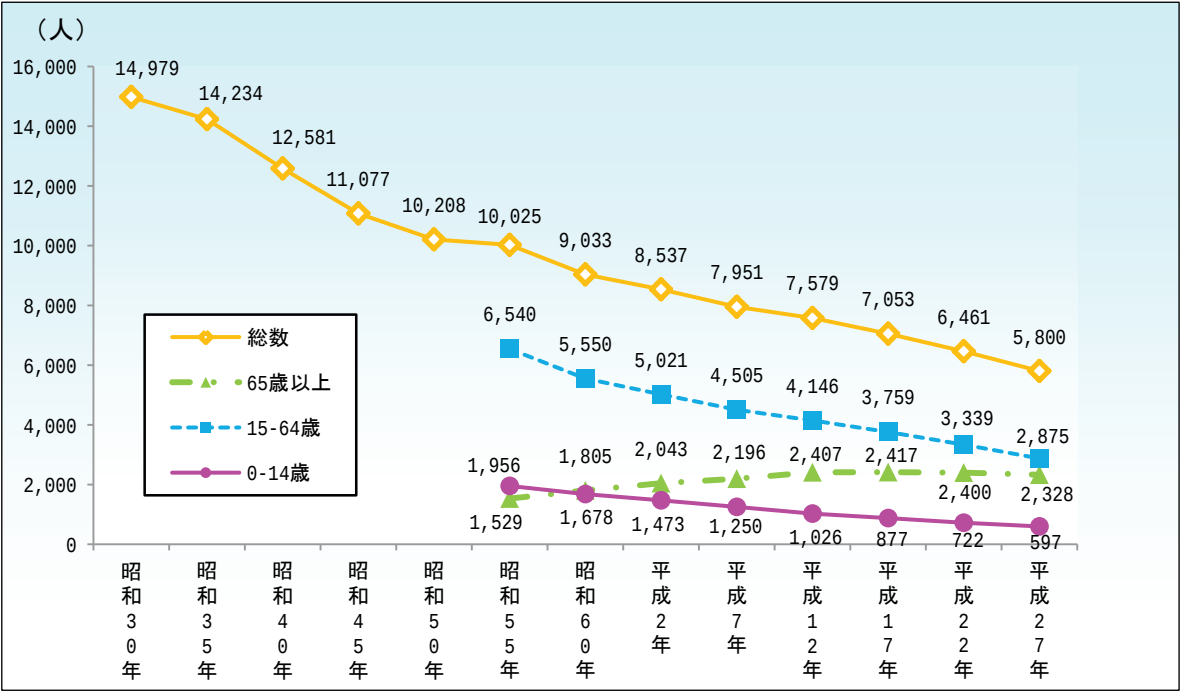


図 1.2.2 年齢 3 階層別人口の推移

出典：国勢調査

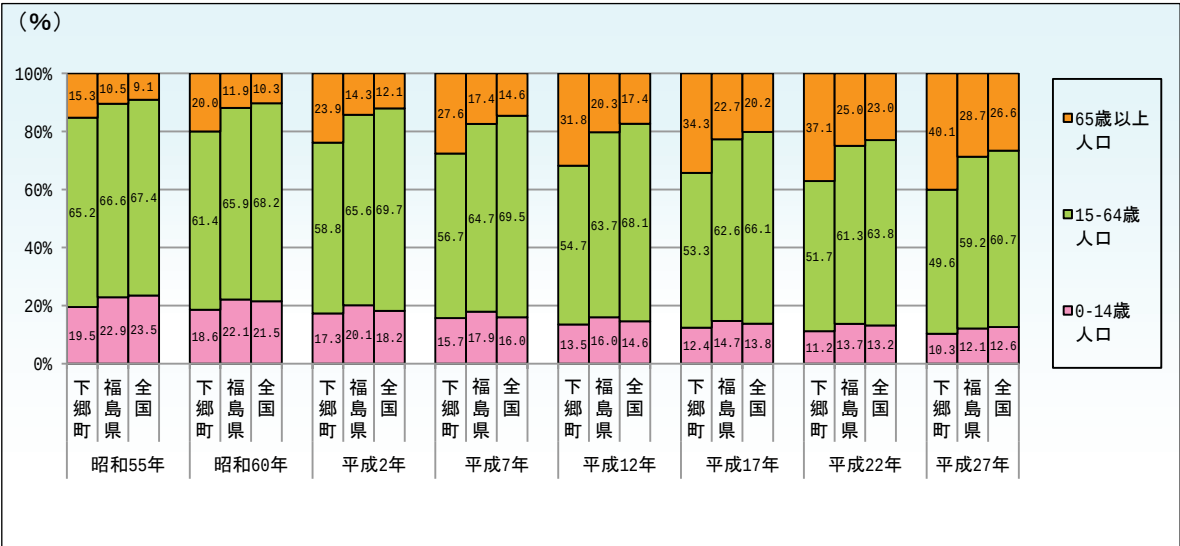


図 1.2.3 年齢 3 階層別人口比の国・県との比較

出典：国勢調査

(3) 将来人口の推計

本町の将来人口については、下郷町人口ビジョン（平成 27 年 10 月策定。以下「町人口ビジョン」という。）で定めた以下の「出生状況」と「移動状況」の 2 つの変動要因をもとに、人口推計値を挙げます。

① 出生状況について

本町の出生状況については、現時点（平成 20 年から平成 24 年）の合計特殊出生率が「1.58」であるとともに、アンケート調査結果から町民が理想とする子どもの人数の平均値が「2.53」という値が導き出されています。このことから、次の 2 パターンを抽出しました。

<パターン A> 現在の合計特殊出生率「1.58」が将来的に継続するパターン
<パターン B> 現在の合計特殊出生率「1.58」から、平成 72（2060）年に町民希望「2.53」を達成することを想定し、平成 52（2040）年を「2.06」とするパターン ※上記の「2.06」は、合計特殊出生率が平成 32（2020）年以降、5 年毎に段階的に上昇していくと仮定して算出した数値です。 ※尚、「2.06」の数値は、結果として人口置換水準である「2.07」に近似しています。

出典：町人口ビジョン

② 移動状況について

現状の移動率を基本に、次の 2 パターンを抽出しました。

<パターン①> 現在の移動率が将来的に継続するパターン
<パターン②> 現在の移動率から、町外からの転入促進と町外への転出抑制により、平成 28（2016）年以降、5 年毎に 60 人規模の人口増加を達成することを想定するパターン（平成 32（2020）年までは約 4 年間） ※「60 人規模」の具体的には以下のようなケース（合計 60 名）を仮定として設定しました。 ○転入促進により、5 年毎に 3 人家庭が 10 世帯ずつ増加すると仮定（仮定として 30-34 歳の夫婦と 0-4 歳の子どもの子育て世帯が年間 2 世帯増加） ○転入促進により、5 年毎に 2 人家庭が 10 世帯ずつ増加すると仮定（仮定として 60-64 歳の高齢世帯が年間 2 世帯増加） ○転出抑制により、5 年毎に 20 代若者を 10 名ずつ確保すると仮定（仮定として 20-24 歳の若者を年間 2 名確保）

出典：町人口ビジョン

③ 下郷町の人口推計パターンについて

本町においては、上記の「出生状況」と「移動状況」のパターンを組み合わせ、下記のとおり 4 パターンで将来人口推計を行いました。表 1.2.2 に出生率と移動率からみた人口推計パターンを、図 1.2.4 に 4 パターンによる将来人口推計シミュレーションを示します。

表 1.2.2 出生率と移動率からみた人口推計パターン

	パターン A	パターン B
パターン①	パターン A-①	パターン B-①
パターン②	パターン A-②	パターン B-②

出典：町人口ビジョン

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

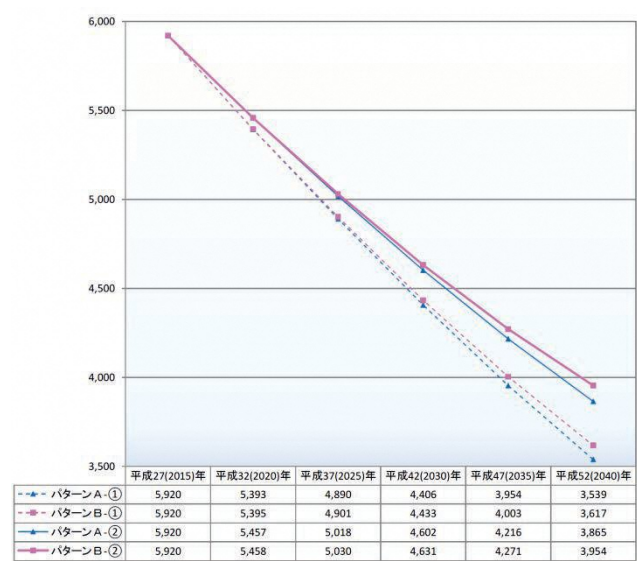


図 1.2.4 4 パターンによる将来人口シミュレーション

図 1.2.4 と表 1.2.3 へ記載している平成 27 年の人口については町人口ビジョンへ記載している推計値となっております。
下郷町の人口は平成 27 年国勢調査の集計で 5,800 人となっております。

出典：町人口ビジョン

④ 人口の将来展望

本町の将来人口としては、各種施策を講じることによりパターン B-②を実現することで、平成 52 年に 4,000 人程度の人口維持を目指すこととします（合計特殊出生率と移動率を現状のままとした場合は、平成 52 年に 3,600 人程度にとどまるものと推計されています）。

なお、町人口ビジョンによると、平成 52 年における人口は 3,954 人（平成 27 年比：33.2%減）と推計され、また年少人口は 434 人、生産年齢人口は 1,632 人、老年人口は 1,888 人と推計されています。

本町の将来人口推計について、表 1.2.3 に町人口ビジョンによる推計結果を示します。

表 1.2.3 年齢別将来人口推計 （人）

【パターンB-2の合計特殊出生率】							
	平成 22 (2010) 年	平成 27 (2015) 年	平成 32 (2020) 年	平成 37 (2025) 年	平成 42 (2030) 年	平成 47 (2035) 年	平成 52 (2040) 年
	1.58	1.58	1.60	1.70	1.82	1.94	2.06
【パターンB-2の年齢3区分人口】							
	平成 22 (2010) 年	平成 27 (2015) 年	平成 32 (2020) 年	平成 37 (2025) 年	平成 42 (2030) 年	平成 47 (2035) 年	平成 52 (2040) 年
総人口	6,461	5,920	5,458	5,030	4,631	4,271	3,954
0-14 歳	722	623	548	476	440	429	434
15-64 歳	3,339	2,960	2,581	2,243	1,993	1,806	1,632
65 歳以上	2,400	2,338	2,329	2,310	2,198	2,036	1,888

※上記は、小数点以下を四捨五入している関係で、総人口と各年代の合計値とが異なる場合があります。

出典：町人口ビジョン

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

3. 歳入歳出の推移と財源の見通し

(1) 歳入の状況（一般会計等）

平成 27 年度の歳入は約 47.1 億円で、そのうち地方税は約 10.8 億円となっており、全体の 23%程度を占めています。

平成 18 年度から若干の増減はありますが、概ね横ばいで推移しています。中・長期的に生産年齢人口の減少と高齢化の進行が予測される中で、今後、地方税の減少が懸念されます。

平成 18 年度から平成 27 年度までの町決算統計による本町の財政状況のうち、表 1.3.1 及び図 1.3.1 に歳入の推移を示します。

表 1.3.1 歳入の推移 (百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地方税	1,361	1,358	1,304	1,253	1,212	1,174	1,135	1,130	1,103	1,078
譲与税	155	106	102	96	93	91	85	81	77	81
交付税	1,742	1,548	1,742	1,753	1,756	1,824	1,876	1,877	1,804	1,881
国庫支出金	135	257	408	333	297	287	166	357	260	358
県支出金	314	299	319	297	266	456	750	318	282	248
地方債	223	260	251	335	488	337	313	430	397	400
その他	421	487	390	625	344	424	393	531	642	668
歳入計	4,350	4,315	4,515	4,691	4,457	4,593	4,717	4,724	4,564	4,714

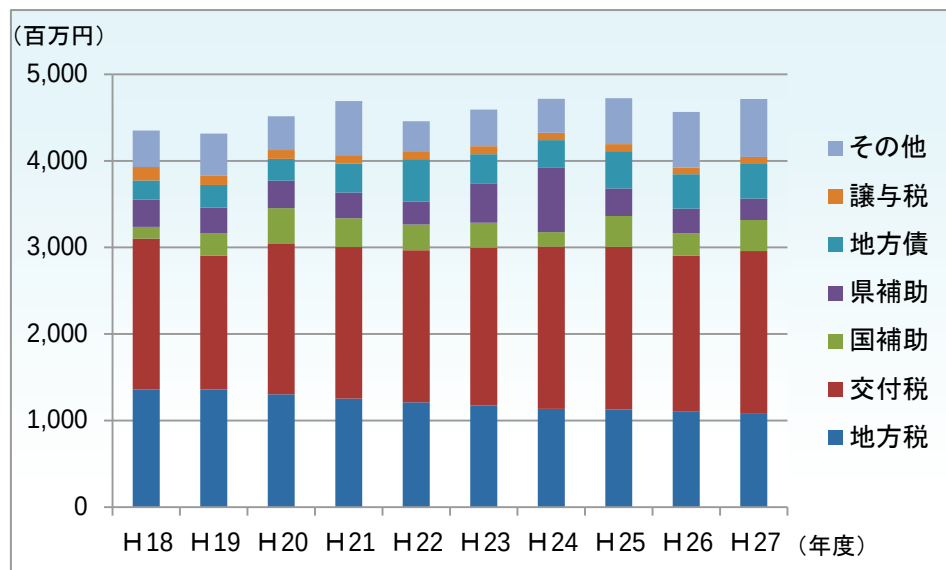


図 1.3.1 歳入の推移

出典：下郷町決算統計

第1章 人口等の現況と将来の見通し

(2) 歳出の状況（一般会計等）

平成27年度の歳出は約41.8億円であり、普通建設事業費は約6.9億円と16%程度を占めています。

また、扶助費は約3.3億円で全体の8%程度を占めていますが、平成18年度以降は徐々に増加傾向にあり、高齢社会となった現状では今後更に増加が見込まれます。

今後は扶助費を含めた義務的経費が増加傾向となり、普通建設事業費（投資的経費）に充当される財源の確保は厳しくなるものと見込まれます。

平成18年度から平成27年度までの町決算統計による本町の財政状況のうち、表1.3.2及び図1.3.2に歳出の推移を示します。

表 1.3.2 歳出の推移 (百万円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	901	891	842	837	828	857	811	802	828	815
物件費	435	435	379	426	467	472	457	473	549	596
維補費	49	67	57	72	69	81	75	89	121	129
扶助費	192	212	217	195	293	315	748	326	348	326
補助費	771	692	716	790	634	616	617	605	786	783
公債費	797	736	646	600	509	475	465	449	429	396
繰出金	396	413	434	437	568	474	435	410	402	446
普通建設事業費	521	448	631	897	623	636	454	1,081	709	689
歳出計	4,062	3,894	3,922	4,254	3,991	3,927	4,061	4,236	4,172	4,179

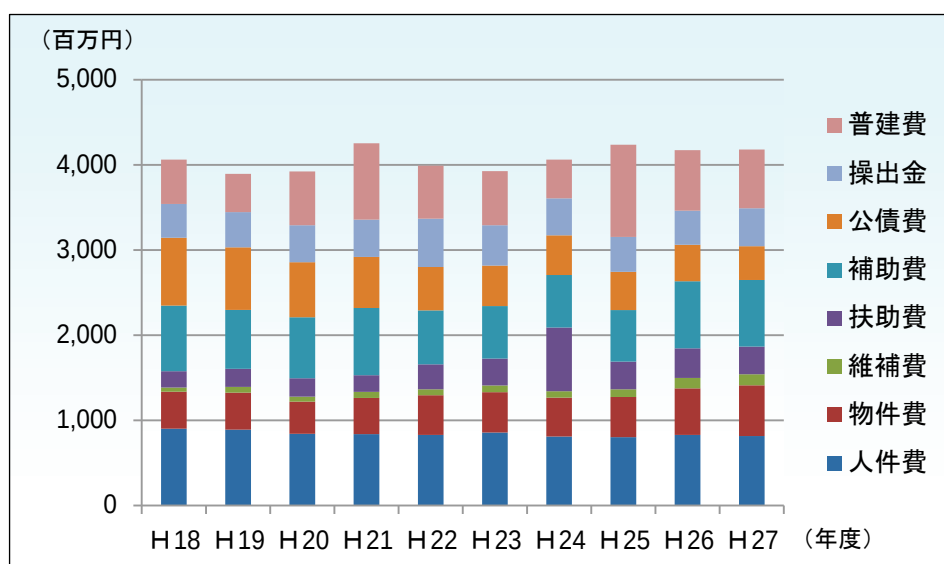


図 1.3.2 歳出の推移

出典：下郷町決算統計

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

(3) 財政指標の状況

本町の財政指標の状況について、表 1.3.3 及び図 1.3.3 から図 1.3.6 に財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を示します。

表 1.3.3 財政力指数の推移

区分	市町村	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
財政力指数	下郷町	0.44	0.42	0.40	0.39	0.38	0.37	0.37
	県市町村平均	0.50	0.47	0.45	0.43	0.43	0.44	0.45
経常収支比率	下郷町	82.0	77.7	80.2	76.3	77.5	82.0	78.7
	県市町村平均	87.7	82.9	87.6	85.0	85.4	86.1	84.6
実質公債費比率	下郷町	10.2	8.4	7.5	6.8	6.4	5.7	5.2
	県市町村平均	13.6	12.4	11.5	10.5	9.7	8.6	7.6
将来負担比率	下郷町	27.9	2.6	—	—	—	—	—
	県市町村平均	—	76.4	55.2	40.3	23.0	14.1	2.6

出典：平成 21 年度～27 年度 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

① 財政力指数※¹

人口の減少及び自主財源の割合が低いことから、平成 27 年度の財政力指数は福島県平均と比べて 0.08 ポイントほど低い水準に留まっています。平成 21 年度以降、減少傾向にあり、県内市町村平均から下回る傾向が続いています。

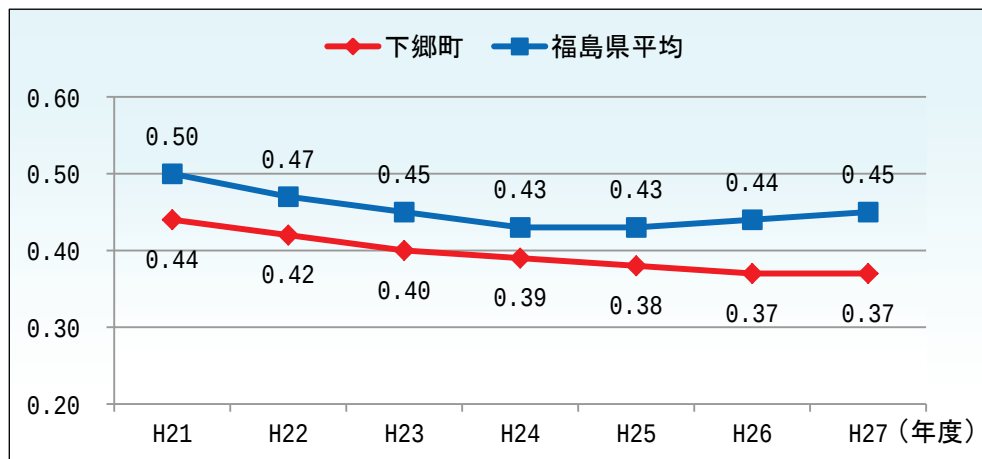


図 1.3.3 財政力指数の推移

※1 「財政力指数」とは

地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去 3 カ年の平均値です。

第1章 人口等の現況と将来の見通し

② 経常収支比率※²

平成21年度以降は、概ね75%から80%の間で推移しています。また平成21年度以降、福島県平均より低い値で推移しており、県の中ではやや良好な経営状況を維持しているといえます。但し、平成24年度以降、増加傾向にあり、今後も歳出を縮減していく必要があるといえます。

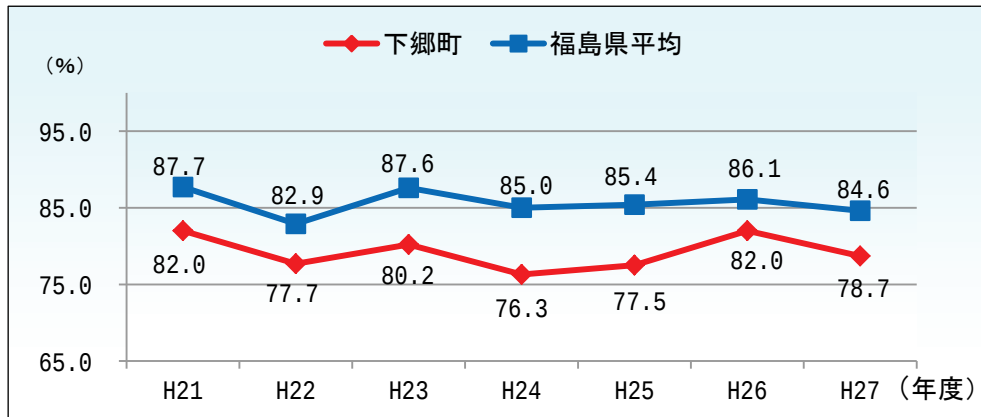


図 1.3.4 経常収支比率の推移

※2 「経常収支比率」とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

③ 実質公債費比率※³

早期健全化基準の25%及び起債許可団体となる18%を下回る健全な状況であり、平成21年度以降減少傾向が続いています。また同年以降、福島県平均より低い水準を保っています。

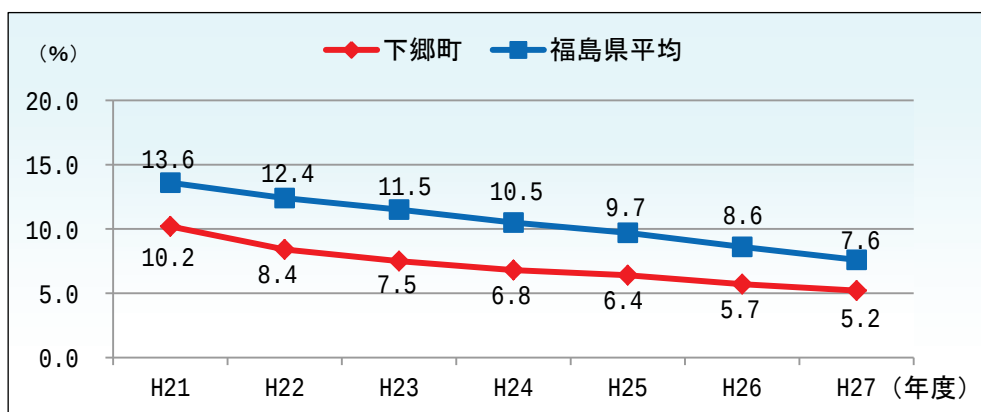


図 1.3.5 実質公債費比率の推移

※3 「実質公債費比率」とは

一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

④ 将来負担比率※4

平成 22 年度以降、本町においては実質赤字額または連結実質赤字額が無いため、将来負担比率が算定できません。これは、現時点で財政的には良好な状況を保っていることを示しています。

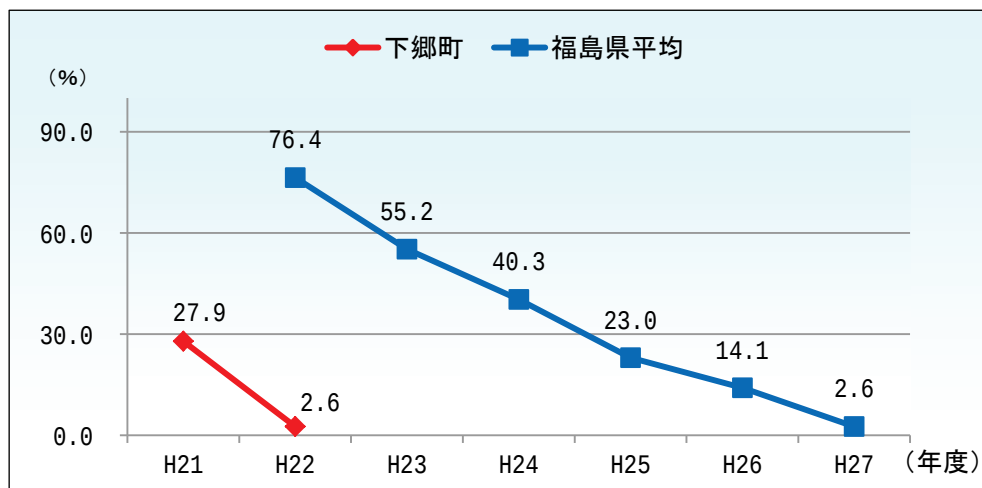


図 1.3.6 将来負担比率の推移

※4 「将来負担比率」とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

第2章 公共施設等の現状

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の現状

(1) 公共施設の保有状況

①各施設の情報について

「下郷町固定資産台帳（平成26年度末）」の資料を基に、施設所管課に対してヒアリングシートを用いて、情報収集とデータの整理を行いました。

② 対象施設の用途区分

本町の対象施設の用途区分を次に示します。

表 2.1.1 用途区分

施設の用途	対象施設
1 行政施設	役場本庁舎、消防車格納庫
2 町民文化系施設	公民館、資材倉庫
3 スポーツ・レクリエーション施設	公園、体育館、武道館、プール
4 社会教育系施設	記念館、簡易宿泊施設
5 保健・福祉施設	老人福祉センター、デイサービスセンター
6 学校教育系施設	小学校、中学校、教職員住宅 等
7 子育て支援施設	保育所
8 産業系施設	道の駅、物産館、養魚場 等
9 公営住宅	町営住宅
10 歴史的建造物	大内宿町並み展示館
11 インフラ関連施設	簡易水道、農業集落排水処理施設
12 その他の施設	元分校、公衆便所、作業所 等

第2章 公共施設等の現状

③用途別公共施設の保有状況

本町の公共施設の総棟数は66施設（191棟）であり、延床面積の合計は58,253.4㎡となっています。延床面積の内訳は、学校教育系施設が34.4%、次いで公営住宅が12.9%、スポーツ・レクリエーション施設が12.8%、行政施設が9.4%、産業系施設が7.9%の順となっています。

表 2.1.2 用途別公共施設の保有状況

施設の用途	施設数	棟数	延床面積(㎡)	延床面積 構成比
1 行政施設	2	4	5,502.6	9.4%
2 町民文化系施設	2	4	1,310.4	2.2%
3 スポーツ・レクリエーション施設	10	31	7,460.8	12.8%
4 社会教育系施設	7	7	3,609.4	6.2%
5 保健・福祉施設	2	2	1,907.1	3.3%
6 学校教育系施設	8	26	20,017.0	34.4%
7 子育て支援施設	2	3	2,376.5	4.1%
8 産業系施設	12	55	4,574.8	7.9%
9 公営住宅	5	33	7,505.6	12.9%
10 歴史的建造物	1	2	419.3	0.7%
11 インフラ関連施設	6	6	257.5	0.4%
12 その他の施設	9	18	3,312.3	5.7%
総計	66	191	58,253.4	100.0%

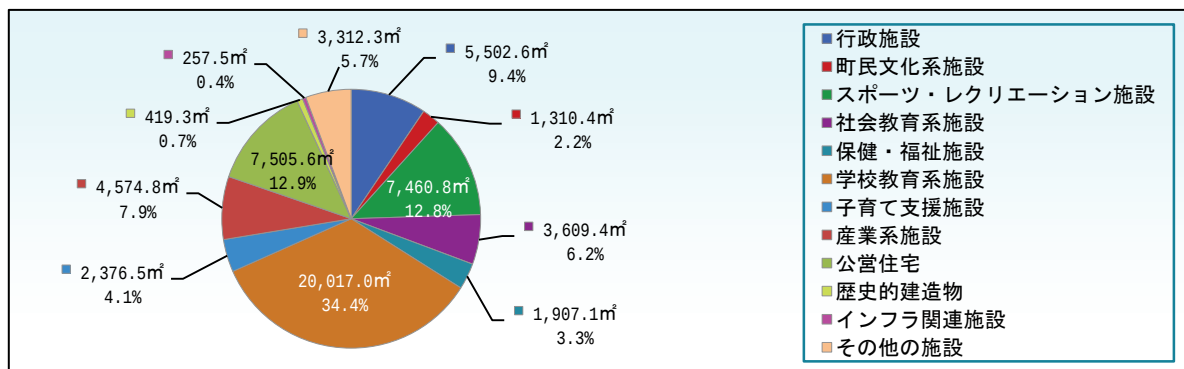


図 2.1.1 用途別公共施設の延床面積とその割合

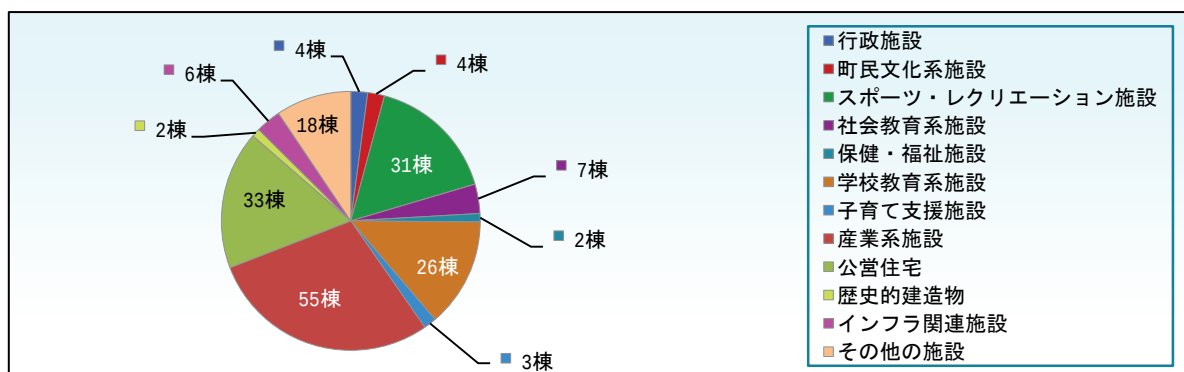


図 2.1.2 用途別公共施設の棟数

第2章 公共施設等の現状

(2) 1人あたりの公共施設の延床面積

本町の人口（国勢調査要計表による平成 27 年 10 月 1 日現在 5,800 人）1 人あたりの公共施設の延床面積は、10.0 m²/人となっています。

また、総務省が平成 24 年 3 月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」によると、全国の市町村の平均 3.22 m²/人に比べて約 3 倍となっています。

表 2.1.3 用途別の 1 人あたりの延床面積

施設の用途	延床面積(m ²)	1人あたり床面積(m ² /人)
1 行政施設	5,502.6	0.9
2 町民文化系施設	1,310.4	0.2
3 スポーツ・レクリエーション施設	7,460.8	1.3
4 社会教育系施設	3,609.4	0.6
5 保健・福祉施設	1,907.1	0.3
6 学校教育系施設	20,017.0	3.5
7 子育て支援施設	2,376.5	0.4
8 産業系施設	4,574.8	0.8
9 公営住宅	7,505.6	1.3
10 歴史的建造物	419.3	0.1
11 インフラ関連施設	257.5	0.1 未満
12 その他の施設	3,312.3	0.6
総計	58,253.4	10.0

また、東北地方における類似団体※との 1 人あたり公共施設保有面積を比較しました。福島県内、東北地方のいずれにおいても、平均的な値といえます。

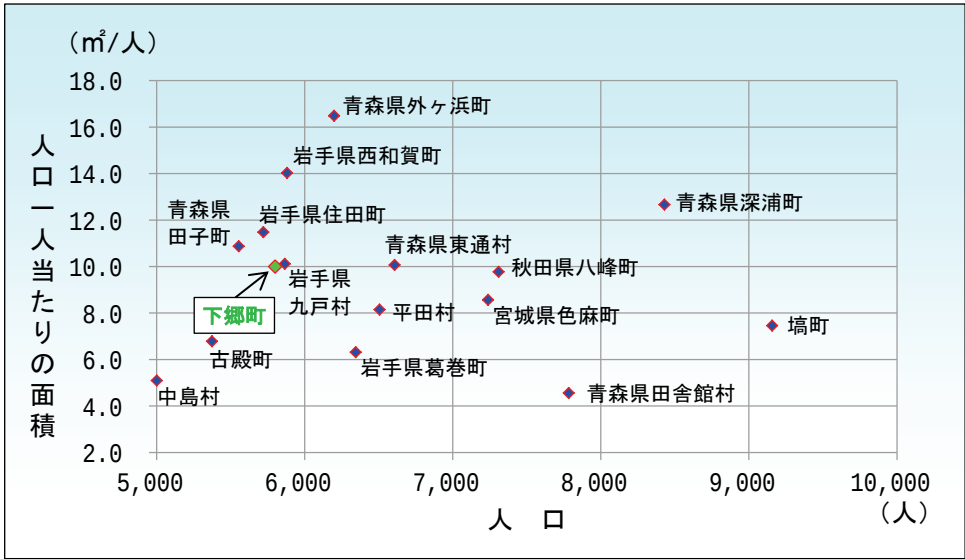


図 2.1.3 1 人あたり公共施設保有面積の比較

出典：平成 26 年度 公共施設状況調経年比較表（総務省）
下郷町の人口は平成 27 年 国勢調査（総務省）

※類似団体：総務省「類似団体一覧表」のⅡ-0：人口規模（0～0.5 万人）、産業構造の就業率（Ⅱ次・Ⅲ次が 80%未満により分類し、同じグループに属する自治体。

2. 建築年別公共施設等の現状

(1) 建築年別分布

本町においては、昭和47年頃から公共施設の建築が増えてきており、旧耐震基準の昭和56年（1981年）以前に建てられた建物は、全体の延床面積の39.2%を占めています。

昭和48年度と平成9年度は、公共施設の整備のピークで、学校教育系施設や行政施設など規模の大きい施設が集中して整備されました。また、昭和37年度以前の建築物には元大松川分校や元中妻分校など、現在は体験施設やボランティア活動拠点として再利用されている建築物が多く見られます。今後、施設の大規模改修や建替えの必要性が集中して発生するものと予想されます。

下図は、本町の公共施設における建築年別の延床面積の合計を示したグラフです。

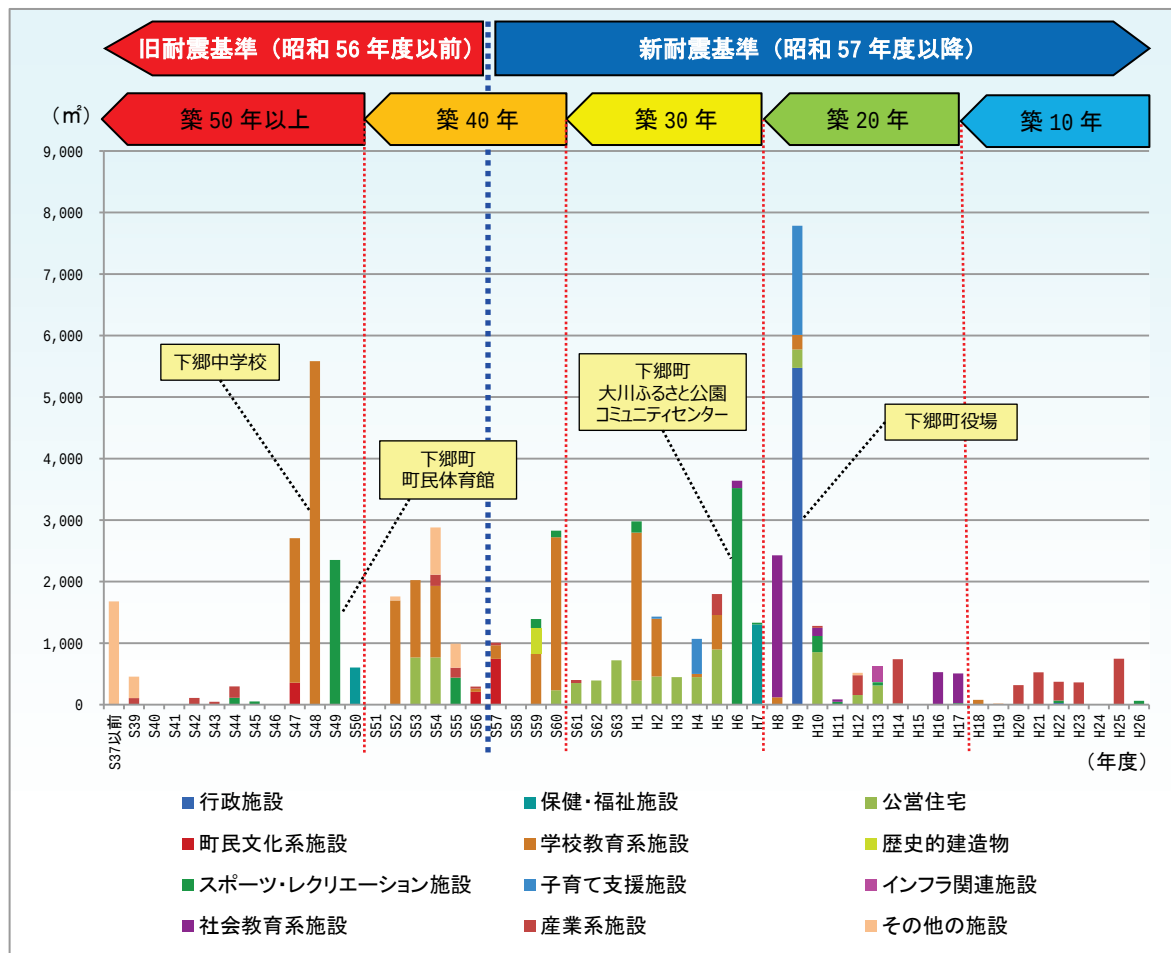


図 2.2.1 公共施設の建築年別延床面積

第2章 公共施設等の現状

(2) 経過年数の状況

公共施設の多くを占める鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築 30 年程度が経つと大規模改修が、築 60 年程度が経つと建替えが必要になると一般的にいられています。よって、建築後 30 年を目安に施設の老朽化対策を検討する必要があるといえます。

本町では、「町民文化系施設」が全て 30 年以上経過しており、他の施設と比べて老朽化が目立っています。その他では、「学校教育系施設」、「その他の施設」の 5 割以上が 30 年以上経過した建物で占められています。

全体で見ると、延床面積比で 47.1%の施設が 30 年以上を経過しており、老朽化が進みつつあります。

表 2.2.1 用途別施設の経過年数の状況

施設の用途	築 30 年以上経過		築 30 年未満 延床面積 (㎡)	小計 (㎡)
	延床面積 (㎡)	比率 (%)		
1 行政施設	0.0	0.0	5,502.6	5,502.6
2 町民文化系施設	1,310.4	100.0	0.0	1,310.4
3 スポーツ・レクリエーション施設	3,211.0	43.0	4,249.8	7,460.8
4 社会教育系施設	0.0	0.0	3,609.4	3,609.4
5 保健・福祉施設	603.0	31.6	1,304.1	1,907.1
6 学校教育系施設	15,630.9	78.1	4,386.1	20,017.0
7 子育て支援施設	0.0	0.0	2,376.5	2,376.5
8 産業系施設	913.0	20.0	3,661.9	4,574.8
9 公営住宅	2,121.5	28.3	5,384.1	7,505.6
10 歴史的建造物	419.3	100.0	0.0	419.3
11 インフラ関連施設	0.0	0.0	257.5	257.5
12 その他の施設	3,251.3	98.2	61.0	3,312.3
総計	27,460.3	47.1	30,793.1	58,253.4

第2章 公共施設等の現状

一方で、建替えの検討を始める必要がある建築後50年以上を経過している施設の総延床面積は2,133.8㎡（3.7%）となっており、「産業系施設」と「その他の施設」が全てを占めています。

表 2.2.2 公共施設の経過年数別床面積 (㎡)

施設の用途	築50年以上	築40～49年	築30～39年	築30年未満	計
1 行政施設	0.0	0.0	0.0	5,502.6	5,502.6
2 町民文化系施設	0.0	356.4	954.0	0.0	1,310.4
3 スポーツ・レクリエーション施設	0.0	2,515.3	695.7	4,249.8	7,460.8
4 社会教育系施設	0.0	0.0	0.0	3,609.4	3,609.4
5 保健・福祉施設	0.0	603.0	0.0	1,304.1	1,907.1
6 学校教育系施設	0.0	7,934.0	7,696.9	4,386.1	20,017.0
7 子育て支援施設	0.0	0.0	0.0	2,376.5	2,376.5
8 産業系施設	105.8	340.5	466.7	3,661.9	4,574.8
9 公営住宅	0.0	0.0	2,121.5	5,384.1	7,505.6
10 歴史的建造物	0.0	0.0	419.3	0.0	419.3
11 インフラ関連施設	0.0	0.0	0.0	257.5	257.5
12 その他の施設	2,028.0	0.0	1,223.3	61.0	3,312.3
総計	2,133.8	11,749.2	13,577.3	30,793.1	58,253.4

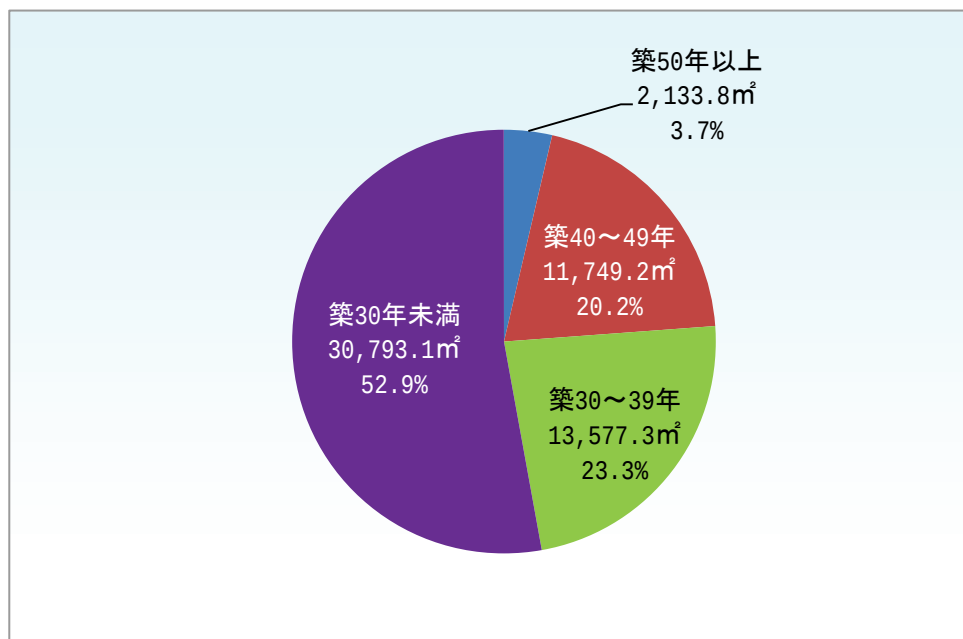


図 2.2.2 公共施設の経過年数別床面積

第2章 公共施設等の現状

(3) インフラ施設の状況

インフラ施設（道路、橋梁、上水道施設の管路、下水道施設の管路）においても、老朽化の状況に応じた更新・修繕が必要となります。

① 道路・橋梁の整備状況

本町における道路の総延長は488,177m、総面積は1,595,763㎡となっています。橋梁は141橋を保有しており、総延長は2,055m、面積は10,051㎡となっています。

② 上水道施設の整備状況

本町における上水道施設（管路）としては、簡易水道が101,421m整備されています。

③ 下水道施設の整備状況

本町における下水道施設（管路）としては、農業集落排水処理施設が1,251m整備されています。

表 2.2.3 インフラ施設の整備状況

インフラ施設	区分	数量		備考
		延長 (m)	面積 (㎡)	
1 道路	町道	391,118	1,589,688	
	農道	1,575	6,075	
	林道	95,484	—	
	合計	488,177	1,595,763	
2 橋梁	町道	1,865	9,456	124 橋
	農道	—	—	—
	林道	190	595	17 橋
	合計	2,055	10,051	合計 : 141 橋
3 上水道施設 (管路)	簡易水道	101,421	—	
4 下水道施設 (管路)	農業集落排水処理施設	1,251	—	

(平成 27 年 3 月末時点)

(4) 耐震化の現況

本町の公共施設においては、旧耐震基準の施設のうち耐震改修が必要な施設が、延床面積比で約4.0%存在しています。

表 2.2.4 耐震化実施状況

区 分		延床面積 (㎡)	割合 (%)
新耐震基準適合(耐震改修不要) (A)		36,715.2	63.0
旧耐震基準	耐震改修実施済 (B)	7,723.0	13.3
	耐震改修工事不要 (C)	11,464.1	19.7
	要耐震改修・未実施	2,351.2	4.0
	耐震改修実施不明	0.0	0.0
計		58,253.4	100.0
耐震化対応済(A)+(B)+(C)		55,902.2	96.0

(平成27年3月末時点)

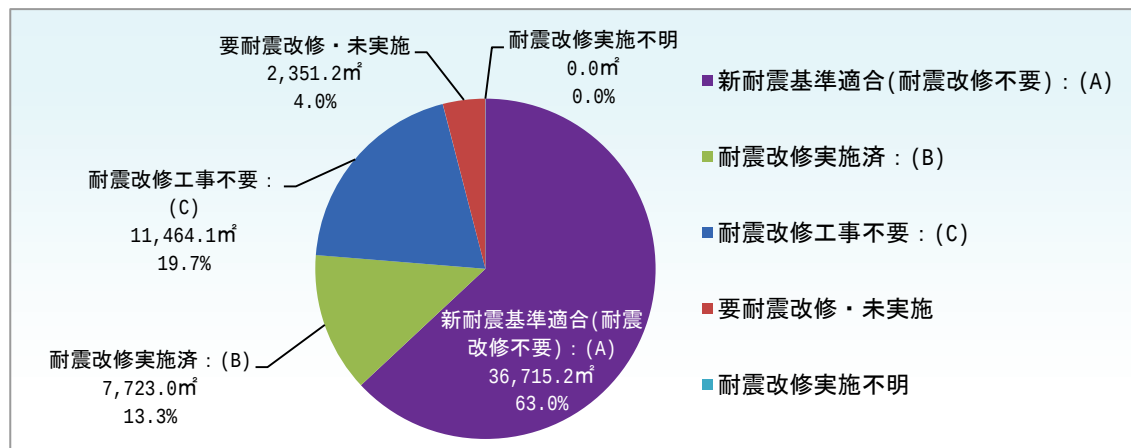


図 2.2.3 耐震改修実施状況

(平成27年3月末時点)

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

本町の公共施設は老朽化と共に、今後一斉に更新や大規模改修の時期を迎えることが予想されることから、今後40年間に於ける公共施設等の更新費用を試算しました。

1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

本計画における試算にあたって、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」における試算を参照して設定します。大規模改修及び建替えのライフサイクルについて下図に示します。

○耐用年数の設定

○単価の設定（大規模改修・建替え）

○期間の設定（大規模改修・建替え）

○積み残しの処理（経過期間：大規模改修・建替え）

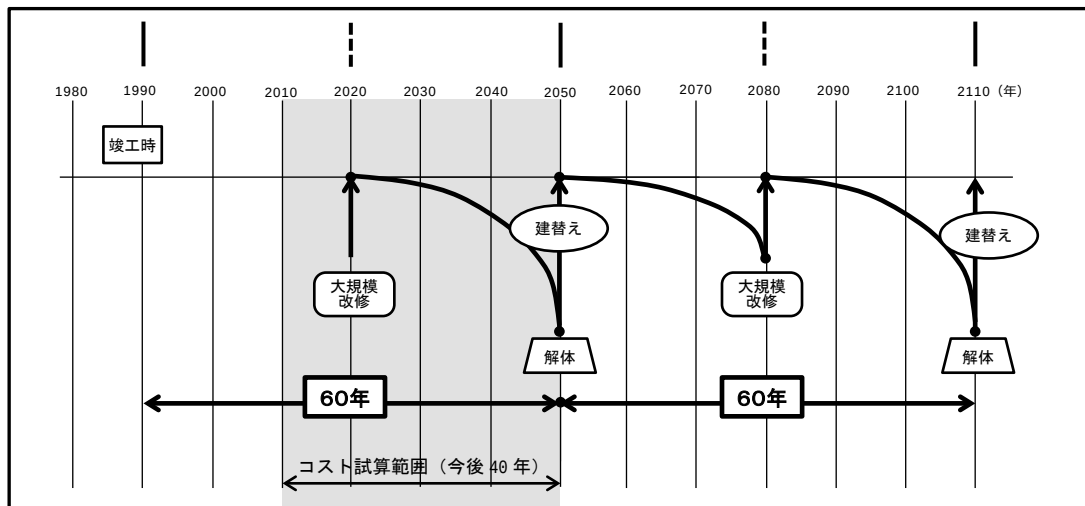


図 3.1.1 大規模改修及び建替えのライフサイクル

出典：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

（1）建替えコストの考え方

① 建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。

◆建替え実施年度については、建築年度から「60年目」とします。

② 建替え単価の設定

建替え単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月 総務省）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」における単価を参照して設定します。

建替えの施設別単価について、下表の「施設分類別の建替え単価」に示します。

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

表 3.1.1 施設分類別の建替え単価

分類	建替え改修単価
1 行政施設	40 万円/㎡
2 町民文化系施設	40 万円/㎡
3 スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
4 社会教育系施設	40 万円/㎡
5 保健・福祉施設	36 万円/㎡
6 学校教育系施設	33 万円/㎡
7 子育て支援施設	33 万円/㎡
8 産業系施設	40 万円/㎡
9 公営住宅	28 万円/㎡
10 歴史的建造物	(試算対象外)
11 インフラ関連施設	36 万円/㎡
12 その他の施設	36 万円/㎡

③ 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を 3 年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59 年目、60 年目、61 年目に割り当てて計算します。

④ 建替えコストの計算例

例えば昭和 35 年度の建築の場合、平成 32 年度が建築から 60 年目にあたることから、59 年目の平成 31 年度から工事を開始し、61 年目の平成 33 年度に工事完了となります。

建築年	59 年目	60 年目	61 年目
	建替え開始		完了
昭和 35 年度	← 平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度 →

年間費用は、建替え費用を 3 等分した値とし、例えば、延床面積 3,000 ㎡行政関連施設を建替える場合は、単価 40 万円なので、年間 4 億円のコストとなります。

例) $\text{年間費用} = \text{単価 (40 万円/㎡)} \times \text{延床面積 (3,000 ㎡)} \div 3 \text{ 年} = 4 \text{ 億円/年}$

(2) 大規模改修コストの考え方

① 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律 30 年目に実施します。ただし、そのうち今後 10 年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しません。

◆ 大規模改修実施年度は、建築年度から「30 年目」とします。

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

② 大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、建替え単価と同様に、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月 総務省）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年 2 月）」における単価を参照し、下表「施設分類別の大規模改修単価」に示すように設定します。

表 3.1.2 施設分類別の大規模改修単価

分類	大規模改修単価
1 行政施設	25 万円/㎡
2 町民文化系施設	25 万円/㎡
3 スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡
4 社会教育系施設	25 万円/㎡
5 保健・福祉施設	20 万円/㎡
6 学校教育系施設	17 万円/㎡
7 子育て支援施設	17 万円/㎡
8 産業系施設	25 万円/㎡
9 公営住宅	17 万円/㎡
10 歴史的建造物	(試算対象外)
11 インフラ関連施設	20 万円/㎡
12 その他の施設	20 万円/㎡

③ 修繕期間

大規模改修では修繕期間を 2 年とし、費用を均等配分とします。

④ 修繕コストの計算例

例えば平成 2 年度の建築の場合、平成 32 年度が建築から 30 年目にあたることから、29 年目にあたる平成 31 年度から工事を開始し、30 年目にあたる平成 32 年度に工事完了となります。

建築年	29 年目	30 年目
平成 2 年度	修繕開始 ← 平成 31 年度	完了 平成 32 年度 →

年間費用は、修繕費用を 2 等分した値になります。例えば、延床面積 2,000 ㎡の行政関連施設を修繕する場合は、単価 25 万円なので年間 2 億 5,000 万円のコストとなります。

例) $\text{年間費用} = \text{単価 (25 万円/㎡)} \times \text{延床面積 (2,000 ㎡)} \div 2 \text{ 年} = 2 \text{ 億 } 5,000 \text{ 万円/年}$

⑤ 修繕積み残し

既に建築後 30 年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、今後 10 年間で大規模改修を実施します。なお、建設時からの経過年数が 30 年以上 50 年未満のものについては、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より 50 年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

60年を経た年度に建替えると仮定します。

(3) インフラ施設の更新の考え方

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算します。

① 道路

(ア) 道路の耐用年数

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12年から20年のそれぞれの年数を踏まえ、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。

◆道路の耐用年数は「15年」とします。

(イ) 道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）で示される平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で除して算定されたものから設定します。道路の更新単価について、下表に示します。

表 3.1.3 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般町道、農道、林道	4,700 円/㎡

② 橋梁

(ア) 橋梁の更新

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、表 3.1.4 に示す構造別の更新単価を乗じて更新費用を試算します。

◆橋梁の更新年数は法定耐用年数の「60年」を経た年度に更新します。

(イ) 橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、道路橋の工事实績（道路橋年報）より、次の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。橋梁の更新単価について、下表に示します。なお、本試算においては、林道の橋梁においても同じ単価とします。

表 3.1.4 橋梁の更新単価

分類	構造	単価
橋梁	P C（プレストレスト・コンクリート）橋	42.5 万円/㎡
	R C（鉄筋コンクリート）橋	42.5 万円/㎡
	鋼橋	50.0 万円/㎡
	その他	42.5 万円/㎡

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

③ 上水道施設（管路）

（ア）上水道の更新

上水道は、整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定します。

上水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

◆上水道施設（管路）の耐用年数は「40 年」とします。

（イ）上水道施設（管路）の更新単価の設定

上水道の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月 総務省）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年 2 月）」における管径別の単価を参照し設定します。上水道の更新単価について下表に示します。

表 3.1.5 上水道の更新単価

分類	管径	単価
上水道 導水管及び送水管	～300 mm未満	10.0 万円/m
上水道 配水管	～150mm 以下	9.7 万円/m
	～200mm 以下	10.0 万円/m

※本計画においては、「上水道」を「簡易水道」に置き換え試算します。

④ 下水道施設（管路）

（ア）下水道施設（管路）の更新

下水道等施設（管路）は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の 50 年で除した面積を 1 年間で更新していくと仮定します。

下水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

◆下水道施設（管路）の耐用年数は「50 年」とします。

（イ）下水道施設（管路）の更新単価の設定

下水道施設（管路）の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月 総務省）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年 2 月）」における管種別の単価、管径別の単価を参照し設定します。下水道の更新単価について下表に示します。

表 3.1.6 下水道等施設（管路）の更新単価

区分	管径	単価
下水道	250mm未満	6.1 万円/m
	251～500mm未満	11.6 万円/m

※本計画においては、「下水道」を「農業集落排水処理施設」に置き換え試算します。

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

2. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設等の投資的経費の状況

平成 27 年度の決算書によると、公共建築物とインフラ施設に係る投資的経費は、約 3.7 億円となっています。最近5か年の平均では約 3.8 億円となっています。この 3.8 億円を将来の公共施設等の更新や修繕に必要な経費の見通し額として設定し、後述する公共施設等の更新に係る費用の試算結果と比較することとします。

下記に、本町における過去5年間の投資的経費の推移を示します。

表 3.2.1 公共施設等に対する投資的経費の推移

(百万円)

施設区分	H23	H24	H25	H26	H27	5年間の平均
公共施設	33	40	351	65	111	120
道路・橋梁（町道・林道）	237	147	243	289	249	233
上水道施設（簡易水道）	0	0	2	1	7	2
下水道施設（農業集落排水処理施設）	48	61	0	0	0	22
計	318	247	596	355	367	377

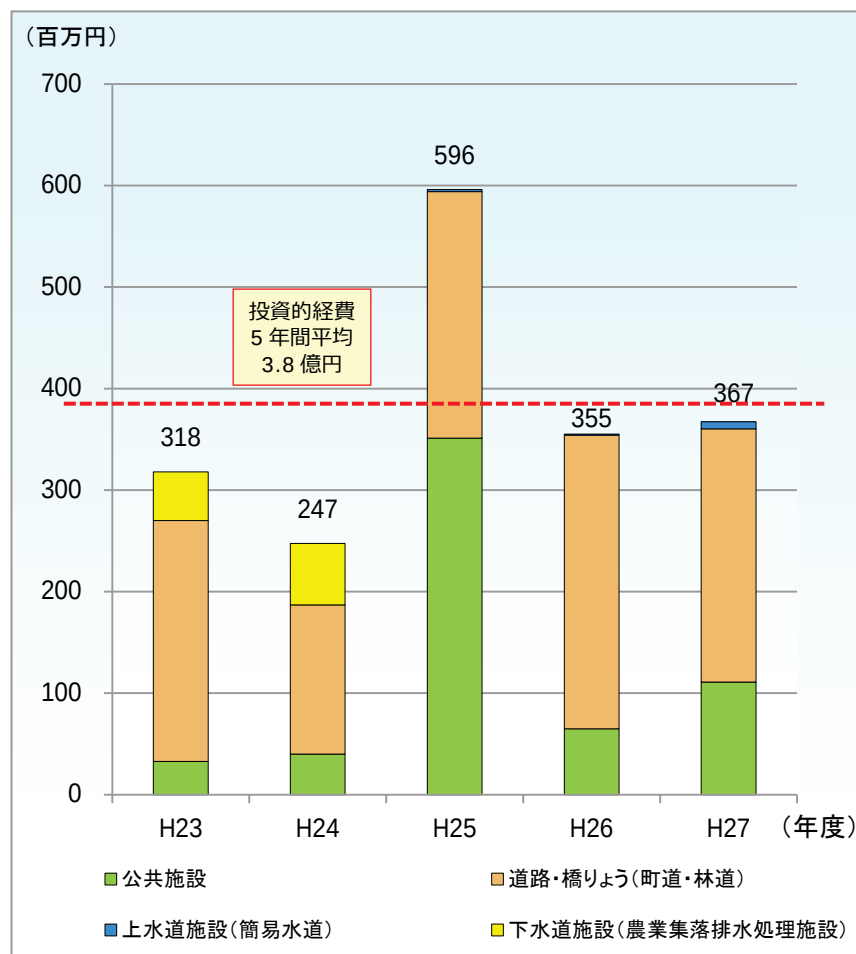


図 3.2.1 投資的経費の推移

出典：地方財政状況調査

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

(2) 公共施設等の更新の考え方について

公共施設（建築物）における、今後40年間の更新等に掛かる費用の見通し額を下記のとおり試算しました。

①公共施設の試算条件について

【試算条件】

- ・ 試算基準年度：平成28年度（平成29年度の見通し額から計算開始）とします。
- ・ 今後、仮に新たな建築物が発生しない条件で試算します。
- ・ 建設後60年目で建替え（更新）し、建替え時は費用を3年間に分割します。
- ・ 建設後30年で大規模改修を実施し、改修時の費用は2年間に分割します。
- ・ 積み残しを処理する年数を10年とします。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視します。

②インフラ施設の試算条件について

【試算条件】

- ・ 試算基準年度：平成28年度（平成29年度の見通し額から計算開始）とします。

(ア) 道路・橋梁

- ・ 道路：総面積で試算を実施、橋梁：（年度別の橋梁面積で試算を実施）
- ・ 道路舗装部の更新は、耐用年数（15年）を基に、舗装補修単価で試算します。
- ・ 橋梁の更新は、法定耐用年数（60年）を基に、道路橋の更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

(イ) 上水道施設（管径別に集計した延長で試算を実施）

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（40年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

(ウ) 下水道施設（管径別・整備年度ごとの延長で試算を実施）

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（50年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

公共施設及びインフラ施設について試算した結果を併せて、全ての公共施設等における今後40年間の更新等に掛かる費用の見通し額を、下記のとおりに試算しました。

【試算結果】

① 全ての公共施設等

◆全ての公共施設等の更新に将来充当可能な経費：年間約3.8億円

(平成27年度までの5年間における投資的経費の平均額。事務費、解体撤去費等を除く)

◆年間更新費用：約14.8億円 (40年間総額：約593.6億円)

◆年間不足額：14.8億円－3.8億円＝約11.0億円不足

表3.2.2 今後40年間に於いて改修・更新等にかかる将来費用試算結果(億円)

試算期間	当初10年間 (H29～38)	11～20年目 (H39～48)	21～30年目 (H49～58)	31～40年目 (H59～68)	合計	年間 平均
公共施設等区分						
公共施設	61.2	50.9	52.6	63.1	227.8	5.7
道路(町道、農道、林道)	58.8	58.8	58.8	58.8	235.1	5.9
橋梁(町道、農道)	7.1	7.1	7.1	7.1	28.5	0.7
上水道施設(簡易水道)	25.4	25.4	25.4	25.4	101.4	2.5
下水道施設 (農業集落排水処理施設)	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.1 未満
合計	152.5	142.1	143.9	155.1	593.6	14.8

※小数点以下の端数処理の関係で各合計値が合わない場合があります。

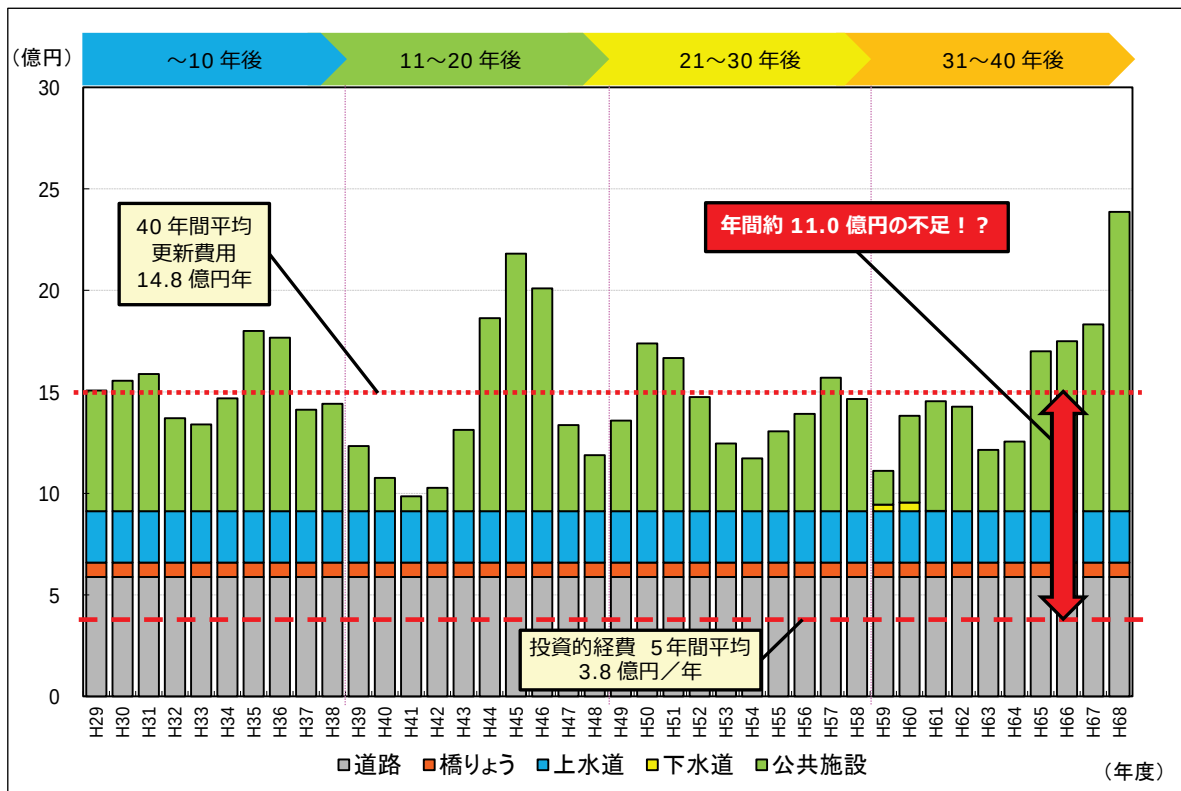


図3.2.2 今後40年間に要する維持更新費(全ての公共施設等)

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

（1）公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が全体の5割弱あります。今後、多くの施設が更新時期を迎えることとなり、新たな施設を建設せずに既存の施設を大規模改修・更新し続ける場合、今後40年間で約593.6億円の費用が見込まれています。

公共施設の建設事業に充当している現状の財源では、大規模改修・建替え等を継続することが困難な状況が見込まれており、町の財政や行政サービスの維持に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え等に係る年度ごとの費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

（2）人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、平成27年の5,920人※から平成52年には3,954人まで減少すると推計されており、人口減少と少子高齢化が急激に進行するものと思われます。

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

※人口ビジョンによる平成27年度の推計人口です。
平成27年国勢調査による人口は5,800人です。

（3）厳しさを増す財政状況への対応

本町の財政状況は、生産年齢人口が今後減少することに伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、財政状況は一層厳しくなるものと予想されます。

また、建物の維持・更新費用の実績が年平均3.8億円であることにに対し、今後40年間では年平均14.8億円の費用が必要になることが試算されたことから、限られた財源の中で、効率的な公共施設の維持管理及び運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要があります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う住民ニーズの変化に対応しながらそのバランスや長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために下記の3つの視点を重視し、住民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

視点1 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）により、「供給量の適正化」を図ります。

<供給に関する基本方針>

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、住民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

機能の複合化等による効率的な施設の配置

行政サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

視点2 既存施設の有効活用

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

<品質に関する基本方針>

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

視点3 効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

＜財務に関する基本方針＞

維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

以上の視点により、公共施設等の将来更新費用が不足されると見込まれた、年間約 11.0 億円の不足分を解消するために、今後 40 年間に見込まれる公共施設の将来更新費用約 14.8 億円のうち約 60%（年間約 9.0 億円）を削減することを目標とします。

3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

①公共施設

本町の公共施設は、建築後30年以上経過した建物の延床面積が全体の5割弱を占めており、大規模改修や建替えが必要となりつつあります。また、今後は築30年未満の施設も含めた施設においても、大規模改修や更新の時期を続々と迎えることになります。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するためには、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、次の表に示すように「(ア)旧耐震基準」、「(イ)新耐震基準（前期）」、「(ウ)新耐震基準（後期）」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
(ア) 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設を対象とします。
(イ) 新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するものの、建築後15年以上経過した施設を対象とします。
(ウ) 新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設を対象とします。

(ア) 旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている公共施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

(イ) 新耐震基準（前期）

概ね30年が経過する公共施設については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

(ウ) 新耐震基準（後期）

建築後の経過年数が短く、整備水準が比較的高い公共施設が多いと想定されることから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

②インフラ施設

インフラ施設は都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

①公共施設

施設の更新にあたっては、人口動態や町民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理及び修繕による経費削減を図るとともに、点検・修繕、適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命することと建替え等に係る費用負担の軽減や負担発生年次の平準化を図ります。

②インフラ施設

インフラ施設は費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

①公共施設

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

②インフラ施設

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ施設の安全性の確保に努めます。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(4) 耐震化の実施方針

①公共施設

本町の公共建築物のうち、耐震性をクリアしていない施設が延床面積比で約4%（下郷町市民体育館）あることから、今後も「福島県耐震改修促進計画」に基づき、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

②インフラ施設

インフラ施設は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

①公共施設

公共施設の長寿命化にあたっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

公営住宅については、「下郷町営住宅長寿命化計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

②インフラ施設

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針

①公共施設

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

②インフラ施設

今後の社会・経済情勢の変化や町民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内におけるマネジメント意識の共有を図ります。

②民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまで、「第5次下郷町振興計画」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行っていますが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については「PPP／PFI」の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化と行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ 公民連携)

公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のことで、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のことをいいます。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

③情報の開示と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民の方に公共施設等の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設等の維持管理のあり方について検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまで整理した公共施設の現状及び課題等、公共施設等の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、下記に施設類型ごとの基本的な方針を示します。

1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について

今後、下記の方針を踏まえた町民主体の地域づくりを行います。全ての公共施設は本方針に基づき、公共施設の再建・再配置、利活用に係る運営方針等を検討していくこととなります。

(1) 行政施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 9.4%を占め、下郷町役場、消防車格納庫の2施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設はありません。最も古い建物でも、下郷町役場庁舎（平成 9 年 9 月建築）です。 ● 全て新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 下郷町役場に隣接し、ほぼ同時期に設置された「下郷ふれあいセンター」と一体的に管理、運営していくことが望ましいといえます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進することで、維持管理費用の平準化と長寿命化を図ります。

(2) 町民文化系施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 2.2%を占め、資材倉庫、下郷町公民館の2施設を保有しています。 ● 全ての施設が築 30 年以上を経過しており、最も古い建物としては、資材倉庫（昭和 47 年 10 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 民間活力の導入等により、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 地域利用の多い施設は、地域への一部委託、貸付、移管等を含めて検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 12.8%を占め、下郷町大川ふるさと公園、なかやま花の郷公園、下郷町武道場、下郷町町民体育館、大内宿食の館等、10 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 43.0%を占めており、最も古い建物としては、中山風穴公園展望台（昭和 45 年3月建築）が挙げられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物のうち、耐震改修が未実施の施設は 1 施設あります（下郷町町民体育館）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。 ● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。 ● PPP／PFI 等による民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 耐震改修が未実施である下郷町町民体育館については、計画的な耐震改修を実施します。

(4) 社会教育系施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 6.2%を占め、戸赤自然体験あそびの学校やまざくら、小松川集会所、グリーンプラザ・田沼文蔵記念館、下郷ふれあいセンター、大内宿観光案内施設等の 7 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設はありません。最も古い建物でも、小松川集会所（平成6年8月建築）となっています。 ● 全て新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 継続し機能の集約化を図り、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めます。 ● 引き続き、指定管理者制度の活用等の民間活力を導入することにより、効果的な維持管理を推進すると共に、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等を強化し、仕様の水準を改善することにより、耐久性の向上や予防保全の維持管理による修繕周期の延長など、将来施設にかかるライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 郷土をアピールする観光資源としての位置づけも担うよう、魅力ある施設づくりを行います。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(5) 保健・福祉施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 3.3%を占め、いきいきランドしも郷、下郷町老人福祉センターの2施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 31.6%を占めており、最も古い建物としては、下郷町老人福祉センター（昭和 50 年 11 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 高齢化社会を迎えることから町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、将来的には施設の老朽化状況を踏まえ、計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。

(6) 学校教育系施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 34.4%を占め、小学校や中学校、給食センター、教員住宅等の8施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 78.1%を占めており、最も古い建物としては、下郷中学校（昭和 47 年 12 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」（平成 27 年 4 月）を踏まえ、学校施設の長寿命化に取り組みます。 ● 災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、周辺環境への影響を考慮した安全確保を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。 ● 既に耐震化済みの施設や耐震性を保有すると判断された施設についても、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。 ● 児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、地域住民の意見を踏まえ、広い視点により有効活用を検討します。 ● 老朽化が進行している施設の修繕・改築等と併せて、小・中学校施設の統廃合については、地域等の合意形成や地理的条件等を踏まえながら、改修・更新も含めた今後の施設のあり方を検討します。

(7) 子育て支援施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 4.1%を占め、しもごう保育所、湯野上保育所の2施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設はありません。最も古い建物でも、湯野上保育所（平成 5 年 3 月建築）です。 ● 全て新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 一部施設については改修・改築等に併せて、民間事業者への移管も検討します。 ● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。

(8) 産業系施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 7.9%を占め、下郷町養鱒センター、下郷町野外活動施設、道の駅しもごう、下郷町物産館、クラインガルテン下郷、農業機械倉庫等の 12 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設は、延床面積比で 20.0%を占めており、最も古い建物としては、農業機械倉庫（昭和 39 年 10 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 一部施設については改修・改築等に併せて、民間事業者への移管も検討します。 ● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(9) 公営住宅

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 12.9%を占め、刈合団地や落合団地等の 5 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 28.3%を占めており、最も古い建物では姫川団地（昭和 54 年 3 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 公営住宅等長寿命化計画策定指針を踏まえ、町営住宅の計画的な点検・改修を行うなど、適正な管理に努めます。 ● また、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長などライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 姫川団地については平成 29 年度からの建替事業を予定しています。

(10) 歴史的建造物

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 0.7%を占め、大内宿町並み展示館の 1 施設が該当します。 ● 大内宿町並み展示館（昭和 59 年 6 月建築）は築 30 年以上を経過しています。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 見学者が訪れることによる汚損・破損をなるべく最小限に留められるよう、日常点検や定期点検等を実施すると共に、シロアリ被害等の予防保全に努めます。また、雪害や火災等の災害対策を万全にすることで建造物を保護し、価値を維持します。 ● 地域の文化を内外にアピールする観光資源としても活用します。

(11) インフラ関連施設（建屋）

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 0.4%を占め、浄水場や污水处理場、ポンプ場等の 6 施設を保有しています。 ● 最も古い建物で、水門簡易水道減菌室（昭和 41 年建築）です。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。 ● 人口動態やサービス水準の向上を念頭に、上・下水道等施設に係る各種計画・指針を踏まえた、管路の統合等に合わせた適切な施設配置を検討します。

(12) その他の施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 5.7%を占め、元分校や公衆トイレ等の 9 施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 98.2%です。最も古い建物では元大松川分校（大正 2 年 5 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性や可否等を含め今後の使用方法を検討します。 ● 廃止対象の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について

(1) 道路・橋梁

現状及び課題等
● 道路としては、町道を 391.1 km、農道を 1.6 km、林道を 95.5 km 保有しています。 ● 橋梁としては、町道を 1,865m、林道を 190m 保有しています。 ● 道路舗装は、新規整備を含め、予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 道路路面調査などによる通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図るとともに、効率的・効果的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。 橋梁の定期点検を計画的に実施するとともに、「下郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく適正な維持管理を推進します。 ● 道路・橋梁は、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 「下郷町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、今後も保持していく必要がある橋梁については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

(2) 上水道施設（管路）

現状及び課題等
● 簡易水道として、導水管や配水管等を併せて約 101.4 km を保有しています。 ● 配水管が延長比で 87.0%（88.2 km）を占めており、次いで導水管が 10.6%（10.8 km）、送水管が 2.4%（2.4 km）を占めています。 ● 耐震管の整備率が 1.3% と低いため、耐震化を推進する必要があります。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 簡易水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、安定的な給水の実現、安全な水質の確保に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータベース化による一元管理を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 水道事業基本計画に基づき、配水管網の整備を進めるとともに、資材・工法等の新技术を活用、管路の健全度、経済性の向上など施設の適正な維持管理に努めます。 ● 計画的に維持管理を行い、施設の長寿命化に取り組みます。 ● 上水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

(3) 下水道施設（管路）

現状及び課題等
● 農業集落排水処理施設として、約 1.3 k mの管路を保有しています。 ● 全て平成 8 年以降の布設とされ、新しい管路が多いといえます。 ● 平成 7 年から平成 11 年にかけて集中的に整備されており、更新時期となる約 50 年後に集中的に更新費用が発生すると予想されます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 管路の老朽化、耐震化に伴う布設替えを計画的に進め、災害時の減災や震災対策の強化を図り、安定的な汚水処理に努めます。 ● （公社）日本下水道協会の「下水道維持管理指針（平成 26 年 9 月）」に基づき、適切な点検・診断等の実施に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 公共下水道は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成 25 年 9 月国土交通省）」及び下水道長寿命化計画の手法の検討により、管路の健全度、経営的視点を含めた計画的な更新を検討します。 ● 下水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っています。今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

今後の公共施設等の総合的な管理の取組は、各部門の横断的、一元的な管理を行い、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

2. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは以下の手順で実施することで、計画の実施過程で洗い出された課題等に基づき定期的に計画を見直しながら、公共施設マネジメントに取り組みます。

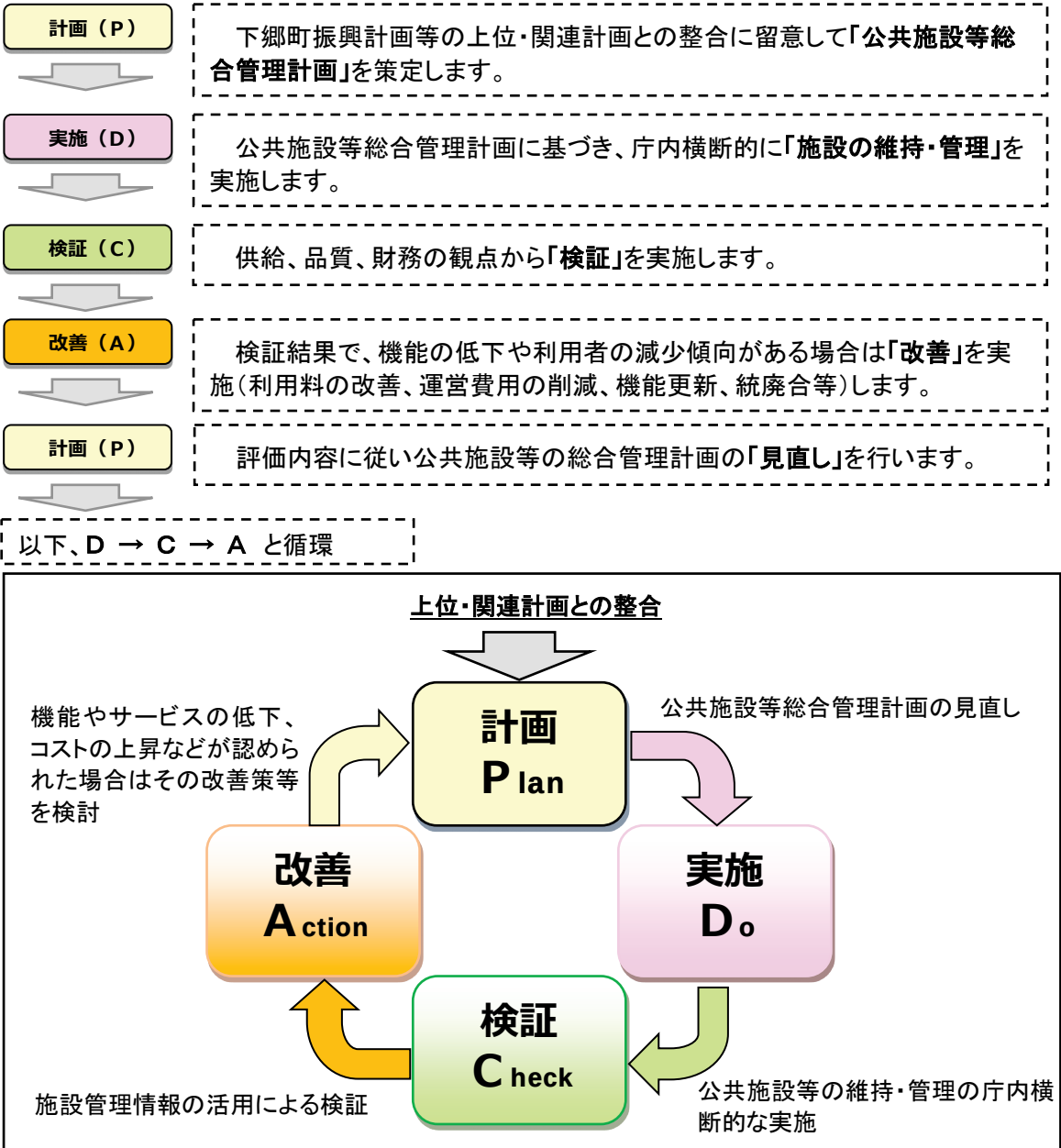


図 6.2.1 フォローアップの実施方針のイメージ

下郷町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成29年3月

【この計画に関するお問合せ先】

下郷町役場 総務課 財政管財係

電話 : 0241-69-1122

FAX : 0241-69-1134

E-mail : zaisei_02@town.shimogo.fukushima.jp